

生徒心得

本心得は、羽茂高等学校の生徒として知っておかなければならないこと、厳守すべきこと及び心身を練磨し、人格を完成するため、特に心がけなければならないことをあげたものである。責任と自覚において次の各事項を実践し、学校生活を有意義におくるよう努めなければならない。

1 入学、進級、卒業

- 1 入学を許可された者は、入学後速やかに住民票を提出しなければならない。
- 2 入学生は、生徒会会則第2条によって生徒会に入会する。
- 3 保護者は、生徒に対して親権を行う者あるいは親権を行う者がいないときは後見人の職務を行う者で、本校に対して生徒に関してのいっさいの責任を負うことのできる者でなければならない。
- 4 生徒、保護者が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 学年末において、本校所定の教育課程の全科目の単位を修得した者に対し進級又は卒業を認める。進級又は卒業を認められない者は、原級に留め全科目の再履修をさせる。

2 学期及び休業日

- 1 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を3学期に分け、第1学期は4月1日から7月31日まで、第2学期は8月1日から12月31日まで、第3学期は1月1日から3月31日までとする。
- 2 始業時刻は午前8時35分とする。
- 3 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国の定めた祝日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月 1日～4月 6日
 - (4) 夏季休業日 7月26日～8月30日
 - (5) 冬季休業日 12月26日～1月 7日
 - (6) 学年末休業日 3月21日～3月31日
 - (7) 入学学力検査（一般選抜）が行われる日
 - (8) その他学校で特に定めた日
- 4 特に必要があるときは、休業日を変更することがある。
- 5 休業日には、不規則な生活におちいらぬように注意して、計画性のある学習をし、学校における特別指導には必ず出席する。

3 登校、下校

- 1 始業5分前までに登校し、遅刻しないよう心がけること。
- 2 校地、校舎への出入りは所定の場所から行い、雨具、帽子類は所定の場所に置くこと。
- 3 登校後は、許可なくして校外に出てはならない。

4 出欠席

- 1 遅刻、早退、欠席、欠課は、事前に学級担任に所定の届けをしなければならない。
- 2 欠席が1週間以上におよぶときは、医師の診断書を添付しなければならない。なお、感染症と診断された場合は、出席停止扱いとなることがあるので、速やかに学校に連絡し指示に従う。
- 3 次の場合は出席扱いとする。
 - (1) 就職又は進学のため受験する場合
 - (2) 特別活動として対外文化活動又は運動競技等に参加する場合
 - (3) 学校代表又は学級代表として対外行事に参加する場合
 - (4) その他学校教育活動の一環として校長が必要と認めた場合
- 4 忌引日数は次の日数とする。
 - (1) 父母の場合は7日以内
 - (2) 祖父母及び兄弟姉妹の場合は3日以内
 - (3) 曾祖父母及び伯叔父母の場合は1日以内（ただし、同居の場合は3日以内）

5 転退学及び休学、留学

- 1 転学しようとするときは、保護者は所定の転学願を提出しなければならない。
- 2 留学しようとするときは、保護者は所定の留学願を提出しなければならない。
- 3 休学しようとするときは、保護者は所定の休学願を提出し、適当と認めた場合は、1ヶ月以上1年以内で許可し、1年を超えた場合は自然退学とする。ただし、必要と認めた場合は引き続き休学を許可することがある。
- 4 休学及び留学中の生徒が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。
- 5 退学しようとするときは、保護者は所定の退学願を提出して許可を得なければならない。退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、再入学の理由が認められたときに限り原学年以下に入学を許可する。

6 確認テスト受験上の注意

- 1 確認テストは、科目ごとに実施する。実施日やテスト範囲は、事前に発表する。
- 2 確認テストを公正・公平に行うため、実施に際しては、当該科目の担当者の指示に従うこと。
※スマートフォン等の通信機器は、特に指示がない限り教室内に持ち込んで
はならない。

7 賞罰

- 1 学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。
- 2 教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。
- 3 懲戒処分は、退学、停学、訓告とし、停学は性行不良であって他の生徒の教育の妨げになると認められる者に対して行い、退学は次の各項の一に該当する生徒に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

8 証明書等の交付

- 1 証明書等の交付を受ける場合は所定の証明書交付願を早めに学級担任に提出すること。
- 2 証明書等の種類は次のとおりである。
卒業証明書、卒業見込証明書、単位修得証明書、学業成績証明書、在学証明書、
身分証明書、調査書、推薦書、学校生徒旅客運賃割引証
- 3 学校生徒旅客運賃割引証を受ける場合は、所定の旅行願を提出すること。

9 奨学金

- 1 本校生徒に対して行われている奨学金は次のとおりである。
新潟県奨学生（成績優秀で経済的な理由により高等学校等での修学が困難な者）
その他の奨学金は、案内があり次第、生徒に紹介している。
- 2 奨学生の推薦を希望する者は、所定の手続を経て申し出ること。
- 3 奨学生は、規定をよく守り、生徒の模範として身を処するよう心がけること。

10 ホームルーム

- 1 ホームルームは、自治活動の基盤である。家庭的な雰囲気を持つ楽しい場で

あることが望ましい。

- 2 ホームルームには、ホームルーム長1名、副ホームルーム長1名、ホームルーム委員若干名の役員を置く。
- 3 役員は、毎年学年初めにおいて、当該ホームルーム生徒による互選で決定し、ホームルーム担任によって任命される。ただし、1年生は年度初め学級担任の指名によってその役に就くものとする。
- 4 ホームルーム活動その他に必要な委員は前項に準じて選出又は任命される。

11 衛生

- 1 生徒は健康の維持増進に留意し、衛生的習慣を身につけ、心身ともに健全な生徒となるよう努力すること。
- 2 校舎内外の清掃美化に努め、定められた区域の清掃を毎日実施する。
- 3 清掃は、監督教員の指導を受け、終了後は点検を受けること。

12 交通

1 運転免許の取得について

- (1) 免許受験を希望する者は、あらかじめ所定の「許可願」を担任に提出し学校の許可を受けること。
- (2) 運転免許は、原動機付自転車(50cc未満)に限り認める。
- (3) 免許取得は、長期休業中(学年始・学年末・夏・冬)に限る。ただし、実技講習は、学校活動に支障がない範囲で行ってかまわない。
- (4) 免許を取得した場合は、直ちに「免許取得届」を提出すること。
- (5) 普通自動車の免許取得については、特別な事情がある場合で3年生に限り認める。
- (6) 普通自動車免許取得および自動車教習所入校については別に定める。

2 バイクの所有及び運転について

- (1) バイクはスクータータイプとし、ヘルメットはフルフェイス型のものを着用すること。
- (2) 車体の改造や不要な飾り付けをしないこと。
- (3) 夜間や長距離の運転はできるだけ慎むこと。
- (4) 悪天候時や冬期間の運転はしないこと。
- (5) 友人間でのバイクの貸し借りや売買はトラブルの原因になるので生徒同士ではしないこと。
- (6) 交通法規を守り、万が一事故や違反があった場合は、速やかに担任および係に申し出ること。

3 バイクでの通学について

- (1) 自宅から学校までの通学距離が4km以上であり、保護者が同意してい

ること。

- (2) 所定の「許可願」を担任に提出し学校の審査を受けること。
- (3) 学校が行う通学許可式に出席すること（初回のみ）。
- (4) 学校が行う車体およびヘルメット点検を受け、車体には交付された「許可番号ステッカー」、ヘルメットには「校章ステッカー」を見やすいところに貼っておくこと。
- (5) 学校が実施する交通安全講習会、車両点検を必ず受けること。
- (6) 冬期間など、学校が安全確保のためにバイク通学禁止の指示をしたときはそれに従うこと。
- (7) 事故・違反があった場合や、危険な運転行為を発見した場合は通学許可を取り消す場合がある。

4 自転車通学について

- (1) 所定の「許可願」を担任に提出し学校の許可を受けること。
- (2) 通学期間はバイクの規定に準ずる。

13 服装等

本校で定める所定の服装による。

- 1 清潔で、高校生らしい品位を保つように心がけること。
- 2 服装は本校指定の制服とし、登下校時においても原則として制服を着用すること。
- 3 制服の下に着用するベストおよびセーターは学校指定のものに限る。
- 4 体育時には本校指定の体育着を着用すること。
- 5 校舎内では本校指定の内履きを使用し、外履きと区別しておくこと。（通学靴や外履きの指定はないが華美なものやサンダル類は不可）
- 6 コート類、ソックス、タイツ等も清潔で高校生にふさわしいものを着用すること。
- 7 頭髮加工・染髪、化粧、マニキュア、アクセサリー類（ピアス・イヤリング・ネックレスなど）は禁止とする。
- 8 長袖ワイシャツ・半袖開襟シャツは希望者のみの購入とする。市販の長袖白ワイシャツ・半袖白の開襟シャツでも可とする。また、ワイシャツに校章は付けない。
- 9 夏季はネクタイを着用しなくても良い。

14 所持品

- 1 生徒として好ましくない物品を持参してはならない。（学校に必要なもののは持ってこない）
- 2 貴重品及び高額な現金は持参しないこと。やむを得ず持参した場合は、学級

担任にあずける等保管には万全を期すること。

- 3 校内での紛失拾得に際しては、教師に直ちに届け出ること。
- 4 携帯電話・スマートフォン等の持ち込みは認めるが、巻末の指導方針の範囲内とする。

15 行事、集会、合宿、掲示等

- 1 学校で行う行事は、授業と同様に重要な教育活動であることを認識し、正しくつとめなければ ならない。
- 2 グループの旅行、登山、キャンプ等は十分な計画をたて、適当な指導者の引率のもとで行うこと。
又、小・中学生の引率責任者にならないこと。
- 3 各種印刷物の発行、配布、ポスター等を掲示するときは許可を得ること。
- 4 各種の調査、募金等を行うときは事前に許可を得ること。

16 風紀

- 1 飲酒・喫煙をしないこと。
- 2 生徒にふさわしくない娯楽施設や飲食店に立ち入らないこと。
- 3 夜間9時以降の外出はしないこと。

17 下宿

- 1 下宿をする場合は事前に「下宿届」を提出し、以降も毎年度始めに「下宿届」を提出し更新すること。
- 2 下宿先を変更した場合はその都度事前に届け出ること。
- 3 下宿先に対して失礼のないよう言動に留意し、規律ある生活をする事。
- 4 火気使用の場合、取り扱いには十分注意すること。
- 5 友人を下宿先に入れないこと。

18 公共物

- 1 公共物は、諸規定または教師の指示に従って丁寧に取り扱い、紛失又は破損させることのないよう十分注意しなければならない。
- 2 万が一公共物を紛失または破損した場合は、直ちに担任又は係に申し出ること（弁償が原則）。

19 暖房

- 1 ホームルームごとに2名のストーブ当番を置き、規則に従って勤務すること。
- 2 教室を使用しない場合は最小にすること。

- 3 放課後は直ちに消火すること。

20 アルバイト

- 1 アルバイトを行うときは、保護者の承認を得て、所定の届けを提出し許可を得ること。
- 2 アルバイトは、長期休業中（学年始・学年末・夏・冬）に限る。ただし、特別な事情がある場合には、別途審議する。アルバイト規定に準ずる。
- 3 その他、詳細については、別紙「アルバイト規定」のとおりとする。